

証券コード 3031
2020年7月8日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株式会社ラクーンホールディングス
代表取締役社長 小 方 功

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止を第一に考え、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年7月22日（水曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年7月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年7月22日（水曜日）午後6時までに行使してください。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2020年7月23日（木曜日）午前10時〔受付開始：午前9時30分〕
（今年度は受付時間を縮小しておりますので、ご注意ください。） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株式会社ラクーンホールディングス本社1階
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。） |

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第24期(2019年5月1日から2020年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期(2019年5月1日から2020年4月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.raccoon.ne.jp/>)に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年7月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年7月22日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年7月22日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイトで
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

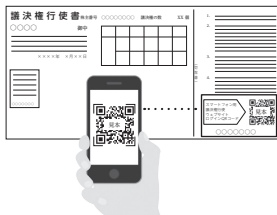
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

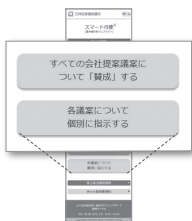
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

新型コロナウイルス感染防止対策について

1. 当社の対応

感染症予防及び拡散防止のため、本総会におきまして下記の対策、その他必要な措置を実施いたします。

- (1) 来場されなくても株主総会にインターネット上で出席可能なバーチャル出席型株主総会の実施と当日の様子をご視聴いただけるよう、YouTubeLiveによるライブ配信をいたします。
(ライブ配信及びバーチャル出席の詳細は、後記(6～9頁)「ライブ配信のご案内」及び「バーチャル出席のご案内」をご参照ください。)
- (2) 感染防止対策のため、議長出席会場は、ご来場の株主様とは本社内の別会場とさせていただきます。また、出席役員の大半もインターネットを利用したバーチャル出席とさせていただきます。
- (3) ソーシャルディスタンスを十分確保するため、例年よりも大幅に縮小した規模での開催とさせていただきます。ご来場の株主様が十分な間隔を確保できないと判断した場合は、ご入場をお断りする場合がございます。
- (4) 当日、入場時に体温を計測させていただきます、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場をお断りする場合がございます。
- (5) ご来場の株主様へはマスクの着用をお願いさせていただきます。マスク未着用でご来場の株主様へは、お1人様1枚に限りマスクをお渡しします。マスクを着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- (6) 運営スタッフはマスクを着用(一部は手袋も着用)にて対応させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- (1) 本年の株主総会については、株主の皆様への感染防止を第一に考え、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使を強くご推奨申し上げます。
株主総会当日の様子はライブ配信を通じてのご視聴、またはインターネット上からバーチャル出席していただくことができますので、議決権については事前行使いただき、当日はライブ配信またはバーチャル出席のご活用を併せてご検討ください。
- (2) ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、当日ご来場による株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

3. 来場される株主様へのお願い

- (1) 当日ご来場される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での国内における感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- (2) ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合がございます。
- (3) 途中で体調が悪くなった場合や気分がすぐれない場合は、運営スタッフまでご連絡なくお申し出ください。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、2020年5月末時点の状況を鑑み本総会の対応決定を行っております。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.raccoon.ne.jp/>)に掲載させていただきます。

ライブ配信のご案内

1. ライブ配信 (YouTubeLive) について

ライブ配信は、国内及び海外から視聴可能ですが、提供できるシステムの言語は日本語に限定させていただくことをご了承ください。通信環境の影響により、ライブ配信の映像や音声 が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。

当社としましては、このような通信障害によってライブ配信をご視聴いただく株主の皆様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

なお、ライブ配信のご視聴に際して必要な通信のための機器類及び利用料など一切の費用については株主様のご負担とさせていただきますのでご了承ください。

2. ライブ配信をご視聴いただくための環境

ライブ配信をご視聴いただくためには、株主の皆様におかれまして、少なくとも以下の環境を整えていただく必要がございます。以下の環境をいずれも整えていただけない場合、ライブ配信をご視聴いただくことはできません。

【OS】 Windows 8.1/10 Mac OS 10.7以降

【ブラウザ】 最新バージョン Chrome、Fire fox、Edge、Safari、Opera

※視聴と同時に他のアプリケーションを起動させると正常に動作しないことがあります。

【スマートフォン】

Android 5以上 (Chrome最新)、ios 10以上 (Mobile Safariが正常に動作する環境)

【通信速度】 1Mbpsが安定している環境

※視聴と同時に動画や音楽の視聴、ネットワーク型のゲームなどを行うと帯域が不安定になります。

※ご利用の環境によってはファイヤーウォール、セキュリティ対策などによって視聴できない場合があります。

3. ライブ配信のご視聴方法

当社ウェブサイト (アドレス <https://www.raccoon.ne.jp/>) にアクセスしてご視聴ください。

4. ライブ配信を視聴した場合の議決権行使の方法

ライブ配信に関しましては視聴のみとなり、株主総会開催中に議決権を行使することはできませんので、事前に書面またはインターネットで議決権の行使をお願いいたします。

5. ご質問について

ライブ配信をご視聴いただく株主様は、あくまで視聴のみとなり、株主総会開催中に会社法上で出席株主に認められた質問 (会社法第314条) を行うことはできませんので予めご了承ください。質問を希望される場合には、バーチャル出席 (8～9頁) の利用をご検討ください。

6. 動議について

ライブ配信を視聴いただく株主様は、あくまで視聴のみとなるため、動議については、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含め、全てご提出いただくことができません。動議を提出する可能性のある株主様におかれましては、会場出席の方法でご出席いただきますようお願い申し上げます。

また、同様の理由から、動議の採決につきましても、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含め、全て参加することができません。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席の方法でご出席いただきますようお願い申し上げます。

7. 写真撮影・録音・録画について

ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りします。

8. ご注意

株主様におかれましては、ライブ配信についての各種制限事項や会場出席との取扱いの違い、通信障害の可能性、その他ライブ配信によるご視聴を選択した場合に想定外の不利益が生じる可能性も踏まえて、会場出席の方法でご出席いただくか、事前に書面またはインターネットで議決権を行使いただいたうえでライブ配信をご視聴いただくかをご判断くださいますようお願い申し上げます。

当社としては、ライブ配信をご視聴いただくためのシステム整備を全力で進めておりますが、当日の通信環境によっては、上記でご案内させていただいたライブ配信に関する内容の一部を変更する場合がありますこと、またはライブ配信自体を中止することがあることにつき、予めご了承ください。

今後詳細が決定したものや、変更内容その他のお知らせについては、随時当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raccoon.ne.jp/>）でお知らせいたしますので、こちらの内容も併せてご覧ください。

バーチャル出席のご案内

1. バーチャル出席（Zoomウェビナー）について

会社法上の出席と認められ、株主総会開催中に質問をすることができます。また、株主総会開催中に議決権を行使することもできますが、通信環境の影響により映像や音声 が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。

当社としては、このような通信障害によってバーチャル出席をご利用いただく株主の皆様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねますことをご了承ください。

なお、バーチャル出席のご利用に際して必要な通信のための機器類及び利用料など一切の費用については株主様のご負担とさせていただきますのでご了承ください。

2. バーチャル出席をご利用いただくための環境

バーチャル出席をご利用いただくためには、株主の皆様におかれまして、少なくとも以下の環境を整えていただく必要がございます。以下の環境をいずれも整えていただけない場合、バーチャル出席をご利用いただくことはできません。

【OS】 Windows 8.1/10 Mac OS 10.7以降

【ブラウザ】 最新バージョン Chrome、Fire fox、Edge、Safari、Opera

※パソコンの性能としてはHTML5が正常に動作するCPU:デュアルコア2Ghz以上 (i3/i5/i7またはAMD相当)、メモリー4GB以上であることを前提としています。

※視聴と同時に他のアプリケーションを起動させると正常に動作しないことがあります。

【スマートフォン】

Android 5以上（Chrome最新）、ios 10以上（Mobile Safariが正常に動作する環境）

【通信速度】 1.2Mbpsが安定している環境

※視聴と同時に動画や音楽の視聴、ネットワーク型のゲームなどを行うと帯域が不安定になります。

※ご利用の環境によってはファイアーウォール、セキュリティ対策などによって視聴できない場合があります。

3. バーチャル出席のご利用方法

当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raccoon.ne.jp/>）にアクセスしていただき、バーチャル出席申込フォームに必要事項を入力してお申し込みください。

株主様確認が終了いたしましたら、入力いただきましたメールアドレス宛に株主総会当日のバーチャル出席用のURL、ID、パスワードをお送りいたします。当日は、お送りしましたURLにアクセスのうえ出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、バーチャル出席の方法で定時株主総会にご参加いただけるのは株主様ご本人のみに限定させていただきます、代理人等による参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

バーチャル出席のお申し込みは、2020年7月20日（月曜日）午後6時までとさせていただきます。

4. バーチャル出席を利用した場合の議決権行使の方法

バーチャル出席の株主様は、株主総会の開催中にご視聴いただいている画面上から議決権を行使していただくことができますが、可能な限り事前に書面またはインターネットで議決権の行使をお願いいたします。

事前に書面またはインターネットにより議決権を行使されている場合の優先順位は、①当日バーチャル出席中の議決権行使、②インターネットによる議決権行使、③書面による議決権行使の順序といたします。

従いまして、事前に議決権を行使されている場合に、バーチャル出席中に再度議決権を行使されたときは、事前の行使の効力は破棄いたしますが、バーチャル出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持するお取り扱いといたします。

なお、事前に議決権を行使せず、またバーチャル出席中においても議決権を行使されなかった場合は、議決権を行使せずに会場をご退場になる場合と同様に、棄権のお取り扱いといたします。

5. ご質問について

バーチャル出席をご利用いただく株主様は、株主総会開催中に会社法上で出席株主に認められた質問（会社法第314条）を行うことができます。

※当日は株主様からの質疑応答も含めてライブ配信を予定しておりますので、ご発言をされる場合には当日に割り当てます出席票番号のみをお申し出ください。

※ご発言を希望されない場合は、ライブ配信（YouTubeLive）（6～7頁）の視聴をご検討ください。

6. 動議について

バーチャル出席をご利用いただく株主様の動議については、取り上げることが困難なため、お受けすることができません。動議を提出する可能性のある株主様におかれましては、会場出席の方法でご出席いただきますようお願い申し上げます。

また、同様の理由から、動議の採決につきましてもバーチャル出席をご利用いただく株主様は参加することができません。動議の採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席の方法でご出席いただきますようお願い申し上げます。

7. 写真撮影・録音・録画について

バーチャル出席中の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りします。

8. ご注意

株主様におかれましては、バーチャル出席についての各種制限事項や会場出席との取扱いの違い、通信障害の可能性、その他バーチャル出席のご利用を選択した場合に想定外の不利益が生じる可能性も踏まえて、会場出席の方法でご出席いただくか、事前に書面またはインターネットで議決権を行使いただいたうえでバーチャル出席をご利用いただくかをご判断くださいますようお願い申し上げます。

当社としては、バーチャル出席をご利用いただくためのシステム整備を全力で進めておりますが、当日の通信環境によっては、上記でご案内させていただいたバーチャル出席に関する内容の一部を変更する場合があること、またはバーチャル出席のご利用自体を中止することがあることにつき、予めご了承ください。

今後詳細が決定したものや、変更内容その他のお知らせについては、随時当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raccoon.ne.jp/>）でお知らせいたしますので、こちらの内容も併せてご覧ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年5月1日～2020年4月30日)における我が国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な景気減速が見られ厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、国内外の経済にさらに大きな影響を与える可能性があることから、先行きも極めて厳しい状況が続くことが見込まれます。

このような状況の中、当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業の事業規模拡大に努めてまいりました。第4四半期において感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、これまでどおりの対面での企業活動を行うことが厳しくなった企業、また、取引先の倒産・未入金リスク懸念の高まりにより対策を検討する企業からの問い合わせや申込が増加し、EC事業、フィナンシャル事業ともに新規利用者が増加いたしました。この結果、当連結会計年度における売上高は3,477,670千円(前期比16.7%増)となりました。

費用面におきましては、今期は広告投資を積み増しする方針で広告宣伝費が増加しております。また、前期に実施したALEMO株式会社の株式取得による影響により、のれん償却費が増加いたしました。この他、自社ビル取得に伴い減価償却費が増加いたしました。地代家賃は大幅に削減されております。なお、新型コロナウイルス感染拡大によりフィナンシャル事業におけるデフォルトコストの増大を懸念しましたが、2020年4月期に関しては新型コロナウイルス感染拡大の影響によるデフォルトが一部発生したものの、通常起こりうる変動範囲内における若干高めの水準となりました。一方で現時点においては新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通しが立たず、当社サービスを利用している企業の今後の経済活動に与える影響が不透明であることから、今後、長期化する可能性に備え、保証履行引当金、求償引当金及び貸倒引当金を臨時で積み増しております。

この結果、EBITDA 848,626千円(前期比30.3%増)、営業利益706,086千円(前期比28.7%増)、経常利益708,451千円(前期比29.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益451,103千円(前期比18.9%増)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

a. EC事業

EC事業の主力事業である「スーパーデリバリー」は、新規会員獲得数の増加と客単価の向上により流通額を増加させていくことに取り組んでおります。利用できる会員は国内の小売店、小売業以外の事業者に加え、海外事業者と国内外問わず幅広い事業者が対象となっております。幅広いターゲットのそれぞれの仕入ニーズに対応するために出展企業数を増やし商材掲載数を増加させる他、取り扱う商品ジャンルの拡充にも積極的に取り組んでおります。なお、2020年4月期は、これまで実施してこなかった出展企業向けの広告を行うことで出展企業の獲得を強化し商材掲載数の増加を図りました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまでどおりの対面での営業活動による卸売りが困難になった企業、仕入れに困難になった企業が入り、第4四半期において会員、出展企業ともに登録数が増加いたしました。出展企業については、新型コロナウイルス感染拡大により企業活動に影響を受けている中小メーカーの支援策として、新規契約を対象に出展基本料が3ヵ月間無料となるサポートプランの提供を開始したことも出展企業数増加の後押しとなりました。この結果、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の会員小売店数は167,067店舗（前期末比39,905店舗増）、出展企業数は1,853社（前期末比434社増）、商材掲載数は1,147,291点（前期末比272,348点増）となりました。

第4四半期の流通額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国内流通、海外流通ともに、マスクと除菌グッズの流通額が増加しました。一方で、緊急事態宣言により外出自粛やリモートワークの推進が行われた影響を受け、国内の小売店向けのファッションジャンルの流通額は第4四半期において前期比で大幅に減少しました。しかし、巣ごもり消費需要により雑貨やインテリアなどその他のジャンルについては堅調に推移し、さらに、大幅に流通額が増加したマスクと除菌グッズも加わった結果、購入者数、客単価ともに増加し、当連結会計年度における「スーパーデリバリー」全体の流通額は12,808,725千円（前期比13.9%増）となりました。なお、国内流通額は前期比10.4%増、海外流通額は前期比32.2%増とそれぞれ2桁増となりました。

この結果、EC事業の売上高は1,962,936千円（前期比11.3%増）、セグメント利益は859,123千円（前期比20.2%増）となりました。

b. フィナンシャル事業

「Paid」におきましては、引き続き獲得した加盟企業の稼働率の向上と売上企業単価を増加させることに取り組んでおります。当連結会計年度末における加盟企業数も順調に増加し3,700社を超えました。新型コロナウイルス感染拡大により売上高が減少した加盟企業も多く、この影響から第4四半期の取扱高は第3四半期対比で減少いたしました。しかしながら、第3四半期までは順調に推移していたことで、当連結会計年度のグループ外の取扱高は19,092,083千円（前期比17.0%増）、全体の取扱高（グループ内の取扱高6,924,856千円を含む）は、26,016,939千円（前期比12.9%増）となりました。

「保証」におきましては、「T&G売掛保証」、「URIHO」では引き続き、地域金融機関との業務提携を進め、販売チャネルを拡大することに加え、より効率のよい広告媒体を模索しながら知名度向上にも取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症の影響により、取引先の倒産・未入金リスク対策を検討する中小企業からの問い合わせが増加し、保証残高及び売上高が増加いたしました。なお、2020年3月末に損害保険会社との保険契約を更新いたしました。契約更新に伴い、再保証の対象企業範囲が拡大されるとともに、保険会社から当社への総支払限度額が増額し、財務的安全性を向上しつつ、今般の需要増による事業機会を積極的に活かせる体制を整えました。

「家賃保証」におきましては、引き続き、事業用家賃保証、居住用家賃保証ともに不動産会社に対する知名度向上に取り組みました。

当連結会計年度末の保証残高は、75,644,504千円（株式会社ラクーンフィナンシャル分26,774,695千円、ALEMO株式会社分48,869,809千円）と前期末比20.2%増になりました。この結果、フィナンシャル事業の売上高は1,694,996千円（前期比21.7%増）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大によりフィナンシャル事業におけるデフォルトコストの増大を懸念しましたが、2020年4月期に関しては新型コロナウイルスの影響によるデフォルトが一部発生したものの、通常起こりうる変動範囲内における若干高めの水準となりました。一方で現時点においては新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通しが立たず、当社サービスを利用している企業の今後の経済活動に与える影響が不透明であることから、長期化する可能性を踏まえ、保証履行引当金、求償引当金及び貸倒引当金を臨時で積み増しております。これによりセグメント利益は187,527千円（前期比31.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は114,892千円であります。

その主なものは有形固定資産の購入による設備の増加17,198千円、並びにソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加97,694千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、第3回及び第5回新株予約権の行使により955,552千円を調達いたしました。

当グループは、長期的な運転資金確保のため、金融機関より400,000千円の長期借入金の資金調達を行いました。また、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越及びコミットメントライン契約極度額	3,900,000千円
借入実行残高	2,640,000千円
借入未実行残高	1,260,000千円

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2017年4月期)	第 22 期 (2018年4月期)	第 23 期 (2019年4月期)	第 24 期 (2020年4月期) (当期)
売上高 (千円)	2,359,311	2,546,080	2,980,398	3,477,670
営業利益 (千円)	420,812	437,689	548,725	706,086
経常利益 (千円)	414,313	431,501	545,697	708,451
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	255,791	282,920	379,545	451,103
1株当たり当期純利益 (円)	14.58	16.05	21.05	23.73
総資産 (千円)	5,566,077	6,056,772	8,848,060	13,600,077
純資産 (千円)	1,907,984	2,133,504	2,697,642	3,999,711
1株当たり純資産額 (円)	108.89	119.67	144.86	197.68
自己資本比率	34.2%	35.2%	30.4%	29.3%

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (2017年4月期)	第 22 期 (2018年4月期)	第 23 期 (2019年4月期)	第 24 期 (2020年4月期) (当期)
売上高及び営業収益 (千円)	1,861,663	1,999,050	1,226,494	590,400
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	217,783	234,367	△43,283	△160,564
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	243,282	265,278	△35,047	△161,338
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	144,679	172,100	△49,972	△81,062
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	8.25	9.76	△2.77	△4.26
総資産 (千円)	4,974,830	5,310,804	4,669,717	6,181,461
純資産 (千円)	1,515,698	1,630,399	2,286,711	3,056,614
1株当たり純資産額 (円)	86.47	91.42	122.73	150.94
自己資本比率	30.4%	30.7%	48.8%	49.3%

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社ラクーンフィナンシャル	490百万円	100%	フィナンシャル事業
株式会社ラクーンコマース	300百万円	100%	E C 事業
A L E M O 株式会社	100百万円	100%	フィナンシャル事業

(注) 株式会社ラクーンフィナンシャルは、2020年5月1日付で事業用家賃保証事業をA L E M O株式会社に承継させる吸収分割を行いました。なお、A L E M O株式会社は、同日付で商号を株式会社ラクーンレントに変更しております。

(4) 対処すべき課題

①新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対する対応

新型コロナウイルス感染症の影響により当社グループの経営環境に変化が生じております。短期的には、プラス面として当社グループのサービスの認知度が向上いたしました。EC事業においては非対面での商いを求める企業ニーズにより「スーパーデリバリー」の新規の出展企業数、会員数が増加いたしました。フィナンシャル事業においては、取引先に対する信用不安に備えたい企業ニーズから売掛保証サービスのクライアント数が増加いたしました。一方、マイナス面としては景気の悪化による企業倒産件数の増加が懸念され、フィナンシャル事業では審査を慎重に行うとともに審査の精度をより向上させていくことが課題であると認識しております。なお、デフォルトの発生状況については現状、通常起こりうる変動範囲内に収まっておりますが、長期化に備え引当金を積み増した他、借入等により手元資金を手厚くすることで財務基盤を強化する対応を行っております。

中長期的には世の中の意識が変わったことで、ITノウハウ、金融ノウハウを活かした当社グループのサービスの事業環境は今後、良化するものと認識しております。財務の安全性を確保しながら、サービスの認知度向上を図ることで事業規模の拡大に努めてまいります。

②全社的な課題

新規事業の展開について

当社グループは、これまで企業間取引分野で事業展開することで企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社グループの中長期的な成長を持続させていくためには、さらなる収益基盤の強化及び事業領域を拡大していくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループでは既存事業の事業成長とともに、積極的に新規事業の創出やM&Aを実施し、成長性のあるビジネスを当社グループに取り込んでまいります。

③EC事業

a. スーパーデリバリーの海外展開

「スーパーデリバリー」は、サービス開始以来、増収を続けておりますが、その成長スピードを上げていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するための施策の一つとして、これまで国内の小売店に限定していた取引を、海外の小売店にも拡張しております。日本製の商品や、日本で企画された商品は海外における人気が高いことから、海外展開を「スーパーデリバリー」の成長施策の一つとして位置づけております。今後、海外の小売店に対する流通額の増加を促進するために、戦略的な広告投資により集客を行い、また、利便性向上のためのシステム投資や仕組みの導入に努める方針であります。

b. スーパーデリバリーの出展企業の確保と安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」の中長期的な事業規模拡大には、新規の出展企業の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するために、小売店からのニーズが高い出展企業のさらなる獲得、及び出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といったEC卸サイト媒体としての価値向上等に取り組み、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針であります。

④フィナンシャル事業

a. 売掛保証サービスの利益の安定性

売掛保証サービス、家賃保証サービスは順調に保証残高を積み上げ成長をしておりますが、まだまだ規模が小さいと認識しております。そのため、今後も積極的に事業規模を拡大し、保証残高を積み上げていく方針ですが、一方で当社内で一定のリスクをとるビジネスモデルであるため、保証履行による損失が利益に与える影響が大きくなるようにしていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応し安定的な利益成長をしていくため、保証先企業に対する審査基準を随時見直し、保証履行の発生を抑えるよう努める他、再保証の活用や、免責事項付の商品の提供等によりリスク分散に努めてまいります。

b. 商品力の強化

売掛保証サービス、家賃保証サービスの事業規模拡大には、保証残高を積み上げていくことが必要であり、そのためには、売掛保証サービスにおいては、より多くの企業がクライアントとしてサービスを利用することが必要であると認識しております。また、家賃保証サービスにおいては、より多くの不動産会社がサービスを利用することが必要であると認識しております。

この課題に対応するために、様々なニーズに対応した商品の開発を行っていく方針であります。

c. Paidの参加企業の拡大

Paidの事業規模拡大には、取扱高の増加が必要であり、そのためには、Paid内で取引を行う加盟企業とPaidメンバーを増加させることが課題であると認識しております。

この課題に対応するために、積極的かつ戦略的な広告投資による集客を行っていく方針であります。また、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努める方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2020年4月30日現在)

事業区分	事業内容
E C 事業	アパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引 (BtoB) サイト「スーパーデリバリー」の運営を行っております。
フィナンシャル事業	<ul style="list-style-type: none">・ P a i d 取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスを提供しております。・ 保証 企業の取引先に対する売掛債権や居住用・事業用物件の賃料等を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権や賃料等が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を支払うサービスを提供しております。

(6) 主要な営業所 (2020年4月30日現在)

① 当社

本 社 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

② 子会社

・株式会社ラクーンフィナンシャル

本 社 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社 : 大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 南船場ビル4階

・株式会社ラクーンコマース

本 社 : 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社 : 大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 南船場ビル4階

・AL EMO株式会社

本 社 : 東京都中野区東中野五丁目5番5号 徳舂ビル1階

(7) 使用人の状況 (2020年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
E C 事業	39名	6名増
フィナンシャル事業	61名	2名増
全社(共通)	75名	3名増
合計	175名	11名増

(注) 「全社(共通)」と記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものではありません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75名	3名増	33.3歳	7.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、当社から子会社への出向者は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年4月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,780,000千円
株式会社りそな銀行	1,183,338千円
株式会社みずほ銀行	940,000千円
株式会社北陸銀行	200,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社千葉銀行	100,000千円

2. 株式の状況（2020年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,411,200株
- (2) 発行済株式の総数 20,176,043株
 （注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は1,151,843株増加しております。
- (3) 株主数 4,734名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 方 功	4,877,300株	24.17%
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,867,800株	14.21%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,598,200株	7.92%
B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P R D A C I S G (F E - A C)	792,609株	3.92%
K I A F U N D I 3 6	739,201株	3.66%
石 井 俊 之	459,500株	2.27%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 口)	446,300株	2.21%
N O M U R A P B N O M I N E E S L I M I T E D A / C C P B 3 0 0 7 2 4 8 2 2 7 6	422,800株	2.09%
今 野 智	299,200株	1.48%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	234,291株	1.16%

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年4月30日現在）

①2014年11月13日開催の取締役会決議による第4回新株予約権

・新株予約権の数

2,340個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 702,000株（新株予約権1個につき300株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 603円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり 165円

・新株予約権を行使することができる期間

2017年8月1日から2027年7月31日まで

・新株予約権の行使の条件

I. 2017年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも625百万円を超過した場合に、新株予約権を行使することができる。

II. 割当日から新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が1度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、上記Iの条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使することはできない。

III. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

IV. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。

V. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。

VI. 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	2,340個	702,000株	2名
取締役 (監査等委員)	—	—	—

②2019年9月5日開催の取締役会決議による第8回新株予約権

・新株予約権の数

328個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 32,800株 (新株予約権1個につき100株)

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払込みは要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり 1円

・新株予約権を行使することができる期間

2022年9月20日から2034年9月19日まで

・新株予約権の行使の条件

- I. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- II. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- III. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- IV. 各本新株予約権の一部行使はできない。
- V. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	328個	32,800株	4名
取締役 (監査等委員)	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
2019年9月5日開催の取締役会決議による第9回新株予約権

- ・新株予約権の数
245個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 24,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり 1円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2022年9月20日から2034年9月19日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - I. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - II. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - III. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - IV. 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - V. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

・使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	－	－	－
子会社の役員及び使用人	245個	24,500株	3名

(3) その他新株予約権等の状況 (2020年4月30日現在)

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2018年8月7日	2018年8月7日
新株予約権の総数	7,690個	7,140個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 769,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 714,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個当たり218円	1個当たり201円
新株予約権の払込期日	2018年8月23日	2018年8月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり650円	1株当たり当初700円 (注)
新株予約権の行使期間	2018年8月24日から 2021年8月23日まで	2018年8月24日から 2021年8月23日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権の一部行使はできない	新株予約権の一部行使はできない
割当先	第三者割当の方法により発行した全ての新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てた	第三者割当の方法により発行した全ての新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てた

(注) 新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。ただし、修正後の行使価額が700円を下回ることとなる場合には行使価額は700円とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小方功	
取締役副社長	今野智	経営管理本部長兼経営管理本部財務経理部長 株式会社ラクーンフィナンシャル 取締役 株式会社ラクーンコマース 取締役
取締役	阿部智樹	経営管理本部経営企画部長 株式会社ラクーンフィナンシャル 取締役 株式会社ラクーンコマース 取締役 A L E M O株式会社 取締役 T A A S株式会社 取締役
取締役	田邨知浩	デザイン戦略部長
取締役（監査等委員・常勤）	林藤吉郎	株式会社ラクーンフィナンシャル 監査役 株式会社ラクーンコマース 監査役 A L E M O株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	中辻一剛	合同会社F P C 代表社員 監査法人フロンティアパートナークラウド 社員
取締役（監査等委員）	小宮山澄枝	小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事 全国農業協同組合連合会 監事
取締役（監査等委員）	多喜田二郎	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）中辻一剛氏、小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）中辻一剛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために林藤吉郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
阿部智樹	－	T A A S株式会社 取締役	2019年12月25日
田邨知浩	取締役技術戦略部長兼 デザイン戦略部長	取締役デザイン戦略部長	2019年5月1日
林藤吉郎	－	A L E M O株式会社 監査役	2019年11月29日

6. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田邨知浩	取締役デザイン戦略部長	取締役技術戦略部長兼 デザイン戦略部長	2020年5月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （-名）	102百万円 （-百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	20百万円 （12百万円）
合 計 （うち社外役員）	9名 （3名）	123百万円 （12百万円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役は3名）であります。上記の員数と相違しておりますのは、2019年7月27日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役は0名）が含まれるためであります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年7月28日開催の第22回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。さらに、上記報酬とは別枠で、2018年7月28日開催の第22回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年7月28日開催の第22回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役4名 3百万円（うち社外取締役0名 -百万円）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）中辻一剛氏は、合同会社F P Cの代表社員及び監査法人フロンティアパートナークラウドの社員を兼職しております。当該兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小宮山澄枝氏は、小宮山澄枝法律事務所の所長、オリックス債権回収株式会社の取締役、国立研究開発法人土木研究所の監事及び全国農業協同組合連合会の監事を兼職しております。当該兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

取締役（監査等委員） 中 辻 一 剛	当事業年度において開催された取締役会19回、監査等委員会17回全てに出席しております。公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
取締役（監査等委員） 小 宮 山 澄 枝	当事業年度において開催された取締役会19回のうち18回、監査等委員会17回のうち16回に出席しております。弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
取締役（監査等委員） 多 喜 田 二 郎	当事業年度において開催された取締役会19回、監査等委員会17回全てに出席しております。これまでに培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づいた企業経営に係る幅広い知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する経営会議において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する経営会議を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告する。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じる。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、経営管理本部が主管部署となって子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

d. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、当社の法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動についての内部監査を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは経営管理本部の従業員が、必要に応じて監査等委員会を補助する。

⑦ 前号の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、監査等委員会を補助する従業員はその要請に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査等委員は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。この他、監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査等委員会は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

監査等委員が職務の執行につき生ずる費用の前払いまたは償還の手続等の請求をした場合は、監査等委員の請求に従い適時適切に当該費用の支払を行う。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス・マニュアルを整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンスに関する研修を実施しております。また、問題の未然防止や早期発見を図るため内部及び外部に通報・相談窓口を設置し、速やかに通報・相談が可能な体制を構築しております。

② 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催（当事業年度では19回開催）し、月次業績や業務執行状況の共有及び対策等の検討や業務執行に係る重要な意思決定の迅速化を図っております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社の取締役は、子会社の取締役または監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席しております。子会社の取締役会で月次業績や業務執行状況の報告を受け、経営上の重要事項については、当社の取締役会で審議を行っております。また、当社の内部監査担当者が子会社の内部監査を実施し、子会社の業務の適正を確保しております。

④ 監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名及び監査等委員である社外取締役3名で構成され、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催（当事業年度では17回開催）し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。また、常勤の監査等委員は取締役会の他に社内の重要な会議にも出席し、積極的に助言や提言を行っております。

連結貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,923,413	流 動 負 債	8,146,180
現金及び預金	6,641,033	買 掛 金	4,365,434
売 掛 金	4,208,093	短 期 借 入 金	2,640,000
求 償 債 権	43,761	1年内返済予定の長期借入金	344,996
貯 蔵 品	105	未 払 金	77,515
前 払 費 用	187,585	未 払 法 人 税 等	78,073
そ の 他	70,770	保 証 履 行 引 当 金	125,073
貸 倒 引 当 金	△227,937	賞 与 引 当 金	74,457
固 定 資 産	2,676,664	販 売 促 進 引 当 金	13,280
有 形 固 定 資 産	1,473,950	預 り 金	8,612
建 物	585,478	そ の 他	418,737
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	1,454,184
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,331	長 期 借 入 金	1,418,342
土 地	882,140	資 産 除 去 債 務	3,682
無 形 固 定 資 産	505,534	そ の 他	32,160
ソ フ ト ウ エ ア	191,723	負 債 合 計	9,600,365
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	30,113	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	281,579	株 主 資 本	3,988,394
そ の 他	2,118	資 本 金	1,187,195
投 資 其 他 の 資 産	697,178	資 本 剰 余 金	849,051
投 資 有 価 証 券	427,740	利 益 剰 余 金	1,952,147
敷 金 及 び 保 証 金	15,463	新 株 予 約 権	11,317
繰 延 税 金 資 産	241,725	純 資 産 合 計	3,999,711
そ の 他	12,249	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,600,077
資 産 合 計	13,600,077		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,477,670
売上原価	733,769
売上総利益	2,743,900
販売費及び一般管理費	2,037,813
営業利益	706,086
営業外収益	
受取手数料	3,586
投資事業組合運用益	4,872
還付加算金	1,376
雑収入	3,187
営業外費用	
支払利息	4,870
支払手数料	2,732
租税公課	2,563
雑損	490
経常利益	708,451
税金等調整前当期純利益	708,451
法人税、住民税及び事業税	295,037
法人税等調整額	△37,689
当期純利益	451,103
親会社株主に帰属する当期純利益	451,103

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	846,224	362,906	1,612,425	△132,348	2,689,206	8,435	2,697,642
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	340,971	340,971			681,942		681,942
剰 余 金 の 配 当			△111,381		△111,381		△111,381
親会社株主に帰属する当期純利益			451,103		451,103		451,103
自己株式の処分		145,173		132,348	277,522		277,522
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						2,881	2,881
当 期 変 動 額 合 計	340,971	486,145	339,721	132,348	1,299,187	2,881	1,302,068
当 期 末 残 高	1,187,195	849,051	1,952,147	－	3,988,394	11,317	3,999,711

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲等に関する事項

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社ラクーンフィナンシャル
株式会社ラクーンコマース
ALEMO株式会社
ALEMO株式会社は2020年5月1日付で株式会社ラクーンレントに商号変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～27年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5～20年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

③ 引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 保証履行引当金 保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (ハ) 求償債権引当金 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (ニ) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- (ホ) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大に際し、収束時期の見通しが立たない状況であることから、当社サービスを利用している企業の今後の経済活動に与える影響が不透明であると想定しております。そのため、当該影響により予想されるデフォルトコストの増大に備え、保証履行引当金、求償債権引当金及び貸倒引当金について会計上の見積りを行っております。なお、現時点での見積りであり、不確実性が高いことから、新型コロナウイルスの感染状況やその経済活動への影響が変化した場合には、翌年度の連結計算書類において当該引当金は増減する可能性があります。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (イ) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。
- (ロ) 連結納税制度の適用 当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。
- (ハ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	574,864千円
土	地	882,140千円
計		1,457,004千円

② 担保に係る債務

長期借入金（※）	1,155,000千円
計	1,155,000千円

（※）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(2) 資産から直接控除した求償債権引当金

求償債権	262,278千円
------	-----------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

87,283千円

(4) 保証債務

当社グループは営業活動として保証契約先から売上債権及び支払家賃等の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は当社グループが提供している保証枠の金額を記載しております。

保証債務残高	75,644,504千円
保証履行引当金	△125,073千円
保証債務残高（純額）	75,519,431千円

（注）当連結会計年度末の保証債務残高の内訳は、株式会社ラクーンフィナンシャル分が26,774,695千円、ALEMO株式会社分が48,869,809千円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	19,024,200	1,151,843	－	20,176,043
合計	19,024,200	1,151,843	－	20,176,043
自己株式				
普通株式(注)2	460,657	－	460,657	－
合計	460,657	－	460,657	－

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,151,843株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少460,657株は、新株予約権の権利行使による処分に伴う減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年7月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	111,381千円	6.00円	2019年4月30日	2019年7月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年7月23日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年7月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131,144千円	6.50円	2020年4月30日	2020年7月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当 社	自社株式オプションとしての第3回新株予約権(注)1	普通株式	22,500	-	22,500	-	-
	自社株式オプションとしての第4回新株予約権	普通株式	702,000	-	-	702,000	1,411
	第5回新株予約権(注)1	普通株式	1,590,000	-	1,590,000	-	-
	第6回新株予約権	普通株式	769,000	-	-	769,000	1,676
	第7回新株予約権	普通株式	714,000	-	-	714,000	1,435
	第8回新株予約権(注)2	普通株式	-	32,800	-	32,800	3,889
	第9回新株予約権(注)2	普通株式	-	24,500	-	24,500	2,905
合 計	普通株式	3,797,500	57,300	1,612,500	2,242,300	11,317	

(注) 1. 第3回新株予約権及び第5回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後5年であります。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

(ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,641,033	6,641,033	－
(2) 売掛金	4,208,093		
貸倒引当金(※1)	△227,937		
	3,980,155	3,980,155	－
(3) 求償債権	43,761	43,761	－
(4) 敷金及び保証金	15,463	15,521	57
資産計	10,680,414	10,680,472	57
(1) 買掛金	4,365,434	4,365,434	－
(2) 短期借入金	2,640,000	2,640,000	－
(3) 未払金	77,515	77,515	－
(4) 未払法人税等	78,073	78,073	－
(5) 長期借入金(※2)	1,763,338	1,764,478	1,140
負債計	8,924,361	8,925,502	1,140

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	金額 (千円)
保証債務 (※ 1)	75,644,504
投資事業有限責任組合への出資 (※ 2)	75,990
非上場株式 (※ 3)	51,750
転換社債型新株予約権付社債 (※ 3)	300,000

(※ 1) 保証債務については、市場性がなく、時価を把握することが困難と認められるため記載しておりません。

(※ 2) 投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象としておりません。

(※ 3) 非上場株式及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)
(1) 現金及び預金	6,641,033
(2) 売掛金	4,208,093

(注) 求償債権43,761千円、敷金及び保証金15,463千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 197円68銭
② 1株当たり当期純利益 23円73銭

貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,178,864	流動負債	1,971,406
現金及び預金	2,467,013	短期借入金	1,600,000
貯蔵品	20	1年内返済予定の長期借入金	211,664
未収入金	193,499	未払金	12,730
短期貸付金	500,175	未払費用	21,048
前払費用	15,812	未払法人税等	20,479
その他	2,342	未払消費税等	26,248
固定資産	3,002,597	賞与引当金	68,705
有形固定資産	1,466,465	預り金	8,012
建物	580,593	その他	2,516
工具、器具及び備品	3,731	固定負債	1,153,440
土地	882,140	長期借入金	1,151,674
無形固定資産	52,288	資産除去債務	1,025
特許出願権等	1,423	その他	741
ソフトウェア	20,364	負債合計	3,124,846
ソフトウェア仮勘定	30,113	(純資産の部)	
その他	387	株主資本	3,045,297
投資その他の資産	1,483,842	資本金	1,187,195
関係会社株式	1,027,740	資本剰余金	849,051
投資有価証券	427,740	資本準備金	543,612
敷金及び保証金	8,674	その他資本剰余金	305,438
繰延税金資産	19,637	利益剰余金	1,009,049
その他	50	利益準備金	38,328
資産合計	6,181,461	その他利益剰余金	970,721
		繰越利益剰余金	970,721
		新株予約権	11,317
		純資産合計	3,056,614
		負債及び純資産合計	6,181,461

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	410,400	
受 取 配 当 金	180,000	590,400
営 業 費 用		
一 般 管 理 費		750,964
営 業 損 失		160,564
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,676	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	4,872	
還 付 加 算 金	1,376	
雑 収 入	569	8,494
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,654	
支 払 手 数 料	1,634	
租 税 公 課	2,563	
雑 損 失	416	9,268
経 常 損 失		161,338
税 引 前 当 期 純 損 失		161,338
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△88,642	
法 人 税 等 調 整 額	8,366	△80,275
当 期 純 損 失		81,062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年5月1日から
2020年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	846,224	202,641	160,265	362,906	38,328	1,163,165	1,201,493
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	340,971	340,971		340,971			
剰余金の配当						△111,381	△111,381
当 期 純 損 失						△81,062	△81,062
自己株式の処分			145,173	145,173			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	340,971	340,971	145,173	486,145	-	△192,443	△192,443
当 期 末 残 高	1,187,195	543,612	305,438	849,051	38,328	970,721	1,009,049

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△132,348	2,278,275	8,435	2,286,711
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		681,942		681,942
剰余金の配当		△111,381		△111,381
当 期 純 損 失		△81,062		△81,062
自己株式の処分	132,348	277,522		277,522
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			2,881	2,881
当期変動額合計	132,348	767,022	2,881	769,903
当 期 末 残 高	-	3,045,297	11,317	3,056,614

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～27年

工具、器具及び備品 5～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース資産は該当する固定資産の科目に含めて計上しております。

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度より連結納税制度を適用しています。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	574,864千円
土	地	882,140千円
計		1,457,004千円

② 担保に係る債務

長期借入金（※）	1,155,000千円
計	1,155,000千円

（※）長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 53,562千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社ラクーンフィナンシャル	1,500,000千円
計	1,500,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	692,010千円
短期金銭債務	3,603千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	590,400千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	1,669千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	460,657	－	460,657	－
合計	460,657	－	460,657	－

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、新株予約権の権利行使による処分に伴う減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	22,393千円
関係会社株式	7,317千円
株式報酬費用	2,080千円
賞与引当金	10,884千円
未払事業所税等	3,161千円
未払費用否認	1,491千円
資産除去債務	314千円
一括償却資産	306千円
その他	1,076千円
繰延税金資産 小計	49,025千円
評価性引当額	△28,763千円
繰延税金資産 合計	20,262千円
繰延税金負債	
未収還付事業税等	400千円
資産除去債務に対応する除去費用	131千円
関係会社株式	92千円
繰延税金負債 合計	624千円
繰延税金資産の純額	19,637千円

6. 関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注9)	科目	期末残高 (注9)
子会社	株式会社ラクーン フィナンシャル	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借 債務保証	経営指導料の 受取 (注1、2)	204,000	—	—
				出向者人件費の 受取(注3)	317,645	未収入金	25,892
				ソフトウェアの 開発受託等 (注4)	12,660	—	—
				資金の貸付 (注5)	500,000	短期 貸付金	500,000
				利息の受取 (注5)	1,669	未収入金	122
				当社の銀行借入 に対する債務被 保証 (注6)	3,400,000	—	—
				子会社の銀行借 入に対する債務 保証 (注7)	1,500,000	—	—
				連結納税による 個別帰属額	82,300	未収入金	35,759

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注9)	科目	期末残高 (注9)
子会社	株式会社ラクーン コマース	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理等 債務被保証	経営指導料の 受取 (注1、2)	204,000	—	—
				配当金の受取(注 8)	180,000	—	—
				出向者人件費の 受取(注3)	244,593	未収入金	20,326
				ソフトウェアの 開発受託等 (注4)	54,486	未収入金	3,228
				当社の銀行借入 に対する債務被 保証 (注6)	3,400,000	—	—
				連結納税による 個別帰属額	202,655	未収入金	106,680
	A L E M O 株式会 社	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の 受取 (注1、2)	2,400	—	—
				ソフトウェアの 開発受託等 (注4)	4,243	—	—
				連結納税による 個別帰属額	5,138	未払金	3,603

- (注) 1. 経営指導料に関しては、毎期交渉の上決定しております。
2. 子会社に対する経営指導料に関しましては、「営業収益」に計上しております。
3. 子会社である株式会社ラクーンフィナンシャル及び株式会社ラクーンコマースに係る人件費は当社が立替えております。これらの未収入金残高は、期末時点における人件費の未精算金額であります。
4. 取引金額は、帳簿価額を基に決定しております。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には保証額の期末残高を記載しております。
7. 株式会社ラクーンフィナンシャルの銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には保証額の期末残高を記載しております。
8. 配当金の受取については、業績動向を勘案して合理的に決定しております。
9. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	150円94銭
② 1株当たり当期純損失	△4円26銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社ラクーンホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博信 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクーンホールディングスの2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社ラクーンホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 末村 あおぎ ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博信 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクーンホールディングスの2019年5月1日から2020年4月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月29日

株式会社ラクーンホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 林 藤吉郎 ⑩

監査等委員 中 辻 一 剛 ⑩

監査等委員 小宮山 澄 枝 ⑩

監査等委員 多喜田 二 郎 ⑩

(注) 監査等委員 中辻一剛、監査等委員 小宮山澄枝、監査等委員 多喜田二郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第24期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円50銭、総額131,144,279円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年7月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	お 小 方 功 (1963年7月5日生)	1988年4月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 1993年9月 ラクーントレイドサービス（個人事業主）創業 1995年9月 有限会社ラクーントレイドサービス設立 取締役社長 1996年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代表取締役社長 2013年5月 当社代表取締役社長兼SD統括本部長 2015年2月 当社代表取締役社長（現任）	4,877,300株
2	こ 今 の 野 智 (1972年1月25日生)	1994年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1998年4月 公認会計士登録 1998年6月 公認会計士福田勉事務所入所 1999年1月 東京共同会計事務所入所 2000年7月 当社財務経理部長 2000年7月 当社取締役財務経理部長 2003年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 2004年5月 当社取締役副社長兼管理部長 2008年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理部長 2010年12月 株式会社トラスト&グロース（現株式会社ラクーンフィナンシャル）取締役（現任） 2018年5月 当社取締役財務担当副社長兼経営管理本部長兼経営管理本部 財務経理部長 2018年7月 当社取締役副社長兼経営管理本部長兼経営管理本部 財務経理部長（現任） 2018年11月 株式会社ラクーンコマース取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ラクーンフィナンシャル 取締役 株式会社ラクーンコマース 取締役	299,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	あ べ とも き 阿 部 智 樹 (1979年10月21日生)	2001年3月 当社入社 2004年6月 当社セールスマネジメント部長 2006年5月 当社経営企画室副室長 2008年5月 当社事業企画部長 2008年7月 当社取締役事業企画部長 2009年5月 当社取締役社長室長 2011年5月 当社取締役リテイルマネージメント部長 2011年6月 当社取締役社長室長 2012年5月 当社取締役社長室長兼SD統括本部長 2013年5月 当社取締役マーケティング部長 2014年1月 当社取締役COREC事業推進部長 2018年5月 当社取締役経営管理本部 経営企画部長 (現任) 2018年7月 株式会社トラスト&グロース(現株式会社 ラクーンフィナンシャル) 取締役(現任) 2018年11月 株式会社ラクーンコマース取締役(現任) 2018年12月 A L E M O株式会社(現株式会社ラクーン レント) 取締役(現任) 2019年12月 T A A S株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ラクーンフィナンシャル 取締役 株式会社ラクーンコマース 取締役 株式会社ラクーンレント 取締役 T A A S株式会社 取締役	101,500株
4	た ぐら とも ひろ 田 邨 知 浩 (1976年9月25日生)	2000年4月 株式会社システムハウス、アイエヌジー 入社 2004年2月 株式会社ヒューマンシステム入社 2008年6月 当社入社 2013年5月 当社技術戦略部長 2018年5月 当社技術戦略部長兼デザイン戦略部長 2018年7月 当社取締役技術戦略部長兼デザイン戦略 部長 2019年5月 当社取締役デザイン戦略部長 2020年5月 当社取締役技術戦略部長兼デザイン戦略 部長(現任)	7,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 所有する当社の株式数は、2020年4月30日現在のものです。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
1	<p style="text-align: center;">はやし とうきちろう 林 藤吉郎 (1969年10月21日生)</p>	<p>1996年3月 株式会社ジャパンスリーブ入社 2005年3月 当社入社 2006年5月 当社セールスマネージメント部流通開発 チームリーダー 2008年5月 当社OG事業推進部マネージメントチーム 2008年7月 当社管理部総務人事チーム 2015年4月 当社社長室 内部監査担当 2017年7月 当社常勤監査役 2018年7月 株式会社トラスト&グロース（現株式会社 ラクーンフィナンシャル）監査役（現任） 2018年7月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年11月 株式会社ラクーンコマース監査役（現任） 2019年11月 A L E M O株式会社（現株式会社ラクーン レント）監査役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社ラクーンフィナンシャル 監査役 株式会社ラクーンコマース 監査役 株式会社ラクーンレント 監査役</p>	8,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	こみやま すみえ 小宮山 澄 枝 (1960年2月20日生)	1987年4月 弁護士登録 2006年11月 小宮山澄枝法律事務所開設 所長(現任) 2010年6月 株式会社Minoriソリューションズ監査役 2012年10月 オリックス債権回収株式会社取締役 (現任) 2014年7月 当社社外監査役 2015年4月 国立研究開発法人土木研究所監事(現任) 2017年7月 全国農業協同組合連合会監事(現任) 2018年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 小宮山澄枝法律事務所 所長 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事 全国農業協同組合連合会 監事	一株
3	たきた じろう 多喜田 二 郎 (1953年7月5日生)	1976年4月 株式会社柏そごう(現株式会社そごう・西武)入社 1979年6月 株式会社ソニープラザ(現株式会社スタイリングライフ・ホールディングス)入社 2005年6月 同社執行役員 2010年3月 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス取締役 2012年4月 同社シェアドサービスカンパニー デピュティプレジデント 2013年8月 同社グループコンプライアンス本部 本部長 2015年7月 当社社外取締役 2018年7月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一株
※4	ふくだ もとひろ 福田 素 裕 (1975年12月18日生)	1998年4月 経済産業省九州経済産業局入局 2008年3月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2015年6月 デロイト中国香港事務所出向 2019年7月 有限責任監査法人トーマツ帰任 2020年4月 福田素裕公認会計士事務所設立 代表 (現任) (重要な兼職の状況) 福田素裕公認会計士事務所 代表	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社の株式数は、2020年4月30日現在のものです。
4. 小宮山澄枝氏、多喜田二郎氏及び福田素裕氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小宮山澄枝氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査・監督に反映していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 多喜田二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づく企業経営に係る幅広い知識と見識を当社の監査・監督に反映していただけるものと判断したためであります。
7. 福田素裕氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計に関する専門的な知識を当社の監査・監督に反映していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
8. 小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役ですが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員であったことがあります。
9. 当社は、林藤吉郎氏、小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、三氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、福田素裕氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は、小宮山澄枝氏及び多喜田二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、福田素裕氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

(お知らせ)

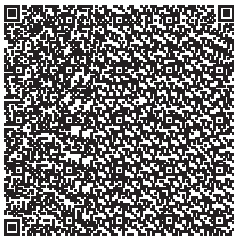
「IR情報配信メール」を受け取りませんか？

「IR情報配信メール」では最新のニュースリリースや適時開示など、当社のIRに関する情報について、メールにてお知らせいたします。

●お手続き方法

下記のQRコードまたはURLにアクセスいただき、当社ホームページにてお手続きください。

<https://www.raccoon.ne.jp/company/investor/irmail.html>



※ 「IR情報配信メール」は、株式会社マジカルポケットが提供するメール配信サービスを通じて配信しています。「登録画面へ進む」ボタンから先は、株式会社マジカルポケットのIRメール配信サービスの登録・配信停止受付ページ（外部サイト）へ移動します。

お手続きに関するお問い合わせ先： ir@raccoon.ne.jp

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号
株式会社ラクーンホールディングス本社 1階
TEL：03-5652-1692



- | | |
|----------------|-------------|
| 交通・水天宮前駅「8番出口」 | 徒歩3分(半蔵門線) |
| ・人形町駅「A5番出口」 | 徒歩6分(都営浅草線) |
| 「A2番出口」 | 徒歩4分(日比谷線) |